

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 埋立て等の許可等（第8条～第17条）
- 第3章 雑則（第18条～第30条）
- 第4章 罰則（第31条～第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町内における土砂等の埋立て等について、町、事業者、土砂等を発生させる者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、自然環境及び住民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は付着した物をいう。
- (2) 特定事業 土砂等による土地の埋立て、整地又は盛土を行う事業をいう。
- (3) 一時堆積特定事業 特定事業であって、他の場所への搬出を目的として土砂等を堆積するものをいう。
- (4) 事業区域 特定事業に供する区域をいう。
- (5) 事業者 特定事業を行う者をいう。
- (6) 土地所有者 特定事業に係る土地の所有者をいう。

（適用事業）

第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上となるもの（事業区域の面積が1,000平方メートル未満の特定事業であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100メートルの区域内において、同一の事業者が当該特定事業に関する事業を開始しようとする日前3年以内に特定事業を完了し、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に完了し、又は施行中の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になるものを含む。）について適用する。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他町長が規則で定める者が行う特定事業
- (2) 法令の規定による許可等を受けて行う特定事業であって、町長が規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が規則で定める特定事業

（町の責務）

第4条 町は、町内における特定事業の状況を把握し、不適正な特定事業が行われることのないよう監視に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、特定事業を行うときは、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土

地に現に居住する住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、特定事業に係る苦情を受けた場合又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業者は、特定事業を行う場合は、第10条第1項第1号に規定する基準に適合しない土砂等を使用してはならない。
- 4 事業者は、特定事業の施行に際し、通行、近隣の土地の利用及び公道の構造に支障が生じないよう配慮しなければならない。
- 5 事業者は、特定事業が完了した後において、土壌の汚染、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第6条 建設工事及び土木工事に伴い土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、不適正な特定事業が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

- 2 土砂等を運搬する事業を行う者は、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等及び第8条第1項の許可を受けた特定事業に用いる土砂等以外の土砂等を搬入してはならない。

(土地所有者の責務)

第7条 土地所有者は、その所有する土地において、不適正な特定事業が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者は、その所有する土地において、事業者が行う特定事業により土壌を汚染するおそれがないことを確認しなければならない。
- 3 土地所有者は、前項の規定による確認において、土壌を汚染するおそれがあると認めるときは、当該確認に係る事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- 4 土地所有者は、事業者が第5条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。
- 5 第5条第4項及び第5項の規定は、土地所有者について準用する。

第2章 埋立て等の許可等

(特定事業の許可)

第8条 事業者は、特定事業を行おうとするときは、町長が規則で定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に係る特定事業の期間は、2年（当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合にあつては、5年）以内とする。

(名義貸しの禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(許可の基準等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の許可をし

てはならない。

- (1) 特定事業に用いる土砂等の性質及び有害物質（土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして町長が規則で定めるものをいう。第21条において同じ。）による汚染の状態が、町長が規則で定める基準に適合していないとき。
- (2) 特定事業に伴う生活環境の保全のために必要な措置として町長が規則で定める基準に適合していないとき又はその他生活環境の保全のために必要な措置が十分講じられたものと認められないとき。
- (3) 特定事業に用いる土砂等が発生した場所が特定されていないとき。
- (4) 事業区域の土地所有者及び当該土地に関して地上権、地役権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。第13条第1項において同じ。）の同意を得ていないとき。
- (5) 第12条の規定による許可の取消しを受けた日から3年を経過しないとき。
- (6) この条例の規定に基づく許可を受けている場合で、当該許可に係る特定事業について、次のア又はイのいずれかに該当するとき。
 - ア 第24条の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく改善をしていないとき。
 - イ 第25条第1項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく特定事業の中止をしていないとき又は土砂等の除去若しくは原状回復が完了していないとき。
- (7) 第25条第2項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく特定事業の中止をしていないとき又は土砂等の除去若しくは原状回復が完了していないとき。
- (8) 幸田町暴力団排除条例（平成23年幸田町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであるとき。

2 町長は、第8条第1項の許可に当たり、当該許可に係る事業区域の周辺の生活環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

（変更の許可等）

第11条 事業者は、町長が規則で定める事由を変更しようとする場合は、町長が規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長が規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第8条第1項又は前項の許可を受けた者は、同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた者については、第9条の規定を準用する。この場合において、「前条第1項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等）

第12条 町長は、事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項若しくは前条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の許可を受けたと認めるとき。

(2) 第10条第1項第1号から第7号までに規定する許可の基準又は同条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。

(3) 第10条第1項第8号の規定に違反したとき。

(4) 第9条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して他人に特定事業を行わせたとき。

（説明会の開催）

第13条 事業者は、第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等（事業区域の土地に隣接する土地の所有者等をいう。次項において同じ。）及び第5条第1項に規定する住民に対し、事業区域の特定事業の計画について説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の1以上又は第5条第1項に規定する住民の各世帯を代表する者の3分の1以上から特定事業に係る説明会の開催の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して14日以内に、説明会を開催しなければならない。

（着手の届出）

第14条 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手しようとするときは、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第15条 第8条第1項の許可を受けた者は、特定事業の施行期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、町長が規則で定める標識を掲げなければならない。

2 第11条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、前項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなければならない。

（完了の届出）

第16条 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、特定事業が完了したことを速やかに確認しなければならない。

（廃止、休止又は再開の届出）

第17条 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止したときは、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定事業が廃止され、又は休止されたことを速やかに確認しなければならない。

3 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定により休止の届出をした特定事業を再開するときは、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

第3章 雑則

(地位の承継)

第18条 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該許可を受けた者から当該許可に係る事業区域の土地の所有権その他の当該許可に係る特定事業を行う権限を取得した者（以下「承継人等」という。）は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。ただし、承継人等が第10条第1項第5号又は第8号の規定に該当するときは、この限りでない。

2 承継人等は、町長が規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置)

第19条 許可を受けた者は、施工管理者を設置し、当該許可に係る事業区域の周辺の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第20条 第8条第1項の許可を受けた者は、町長が規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等が発生した場所ごとに、土砂等管理台帳を作成し、保存しなければならない。

2 第8条第1項の許可を受けた者は、町長が規則で定めるところにより、定期的に、及び当該許可に係る特定事業を中止し、廃止し、又は完了した際に、前項に規定する台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量を町長に報告しなければならない。

3 第1項に規定する台帳は、特定事業完了後5年間保存しなければならない。

(土壌の調査等)

第21条 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手した日から当該特定事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとに区分した各期間（当該期間内に当該特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該特定事業を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）ごとに、町長が規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間を経過した日から起算して1月以内に、その結果を町長に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第22条 町長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、事業者に対し、特定事業の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業者は、町長が規則で定めるところにより、報告又は資料の提出をしなければならない。

(立入検査)

第23条 町長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、職員に事業区域又は事業者の事務所、事業所その他特定事業に関係ある場所に立ち入らせ、特定事業の状況、台帳、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第24条 町長は、第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて改善すべきことを命ずることができる。

- (1) 第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第13条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (3) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第15条第1項の規定により標識を掲示せず、又は同条第2項の規定により標識を変更しないとき。
- (5) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 第17条第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (7) 第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (8) 第20条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (9) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (10) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (11) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第25条 町長は、第10条第1項に規定する許可の基準又は同条第2項に規定する許可の条件に違反して特定事業を行っている者又は行った者、第9条の規定に違反して他人に特定事業を行わせた者及び当該他人に対し、期限を定めて、当該特定事業の中止、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、第8条第1項若しくは第11条第1項の許可を受けずに当該許可が必要な特定事業を行っている者若しくは行った者又は第12条の規定により許可を取り消された者に対し、期限を定めて、当該特定事業の中止、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 町長は、事業者が前条の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第27条 町長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(代執行)

第28条 町長は、第25条又は前条の規定により措置を命じた場合において、その措置を命じられた者が、当該命令を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めると

ころに従い、自らその措置を行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。

2 前項の措置を行ったことにより生じた費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(公表)

第29条 町長は、第24条から第27条までの規定による命令又は勧告を受けた者がその命令又は勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

第4章 罰則

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の規定に違反して他人に特定事業を行わせた者

(2) 第25条の規定による命令に違反した者

第32条 第24条第9号の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第24条第2号又は第10号の規定による命令に違反した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第31条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第35条 第24条第1号又は第3号から第8号までの規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に着手している特定事業において、この条例の施行の日以後に事業区域の面積が合算して1,000平方メートル以上に拡大された事業区域については、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する事業区域とみなして、この条例の規定を適用する。